

5 普天間飛行場移設問題関係資料

(1) 普天間飛行場移設問題の経緯

年月日	事項
H7.9.4 10.21 11.19	<ul style="list-style-type: none"> ・米兵による少女暴行事件発生した。 ・「基地の整理縮小、地位協定の見直し等を要求する県民総決起大会」が開催された。(主催者側発表では8万5千人が参加) ・日米間の新たな協議機関「沖縄に関する特別行動委員会(SACO)」が設置された。
H8.4.12 4.15 9.8 12.2	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本総理とモンデール駐日米国大使が共同記者発表を行い、普天間飛行場の全面返還に合意したことを発表した。 ・SACO中間報告で普天間飛行場の全面返還が合意された。 ・日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施された。(投票率59.53%、賛成票89.09%) ・SACO最終報告で今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能となった後、普天間飛行場を返還するとされた。
H9.8.4 10.2 11.5 12.21 12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ・シュワブ沖において政府によるボーリング調査が開始された。 ・普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポート建設の是非を問う名護市民投票条例が修正可決された。(4者択一方式) ・海上ヘリポート政府基本案が県及び名護市に提示された。 ・名護市民投票条例が実施され、反対票が賛成票を上回る。(投票率82.45%) <ul style="list-style-type: none"> ・条件付き反対票を含む反対票16,639票(52.86%) ・条件付き賛成票を含む賛成票14,267票(45.33%) ・比嘉名護市長がヘリポート建設の受け入れ及び市長辞任を表明した。
H10.2.6 2.8 11.15	<ul style="list-style-type: none"> ・大田知事が政府の海上ヘリポート案について反対を表明した。 ・比嘉名護市長の辞任に伴う選挙が行われ、岸本建男氏が当選した。 ・任期満了に伴う県知事選挙で稲嶺恵一氏が当選した。
H11.3.1 8.21 10.15 11.19 11.22 11.24 12.23 12.27 12.28	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部知事公室に普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室を設置した。 ・宜野湾市議会で「普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が採択された。 ・県議会で「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」が採択された。 ・沖縄政策協議会が開催され、北部地域の振興、普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興等の政府方針が了承された。 ・県は、普天間飛行場の移設候補地として「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を公表し、名護市に理解と協力を要請した。 ・県は、国に対し移設候補地選定について通知するとともに、移設に当たって整備すべき条件を提示した。 ・名護市議会で「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設整備促進決議」が採択された。 ・名護市長が代替施設受け入れを容認するとともに受け入れのための基本条件を提示した。 ・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。
H12.2.10 5.31 8.25 10.3 10.31 11.21 11.29	<ul style="list-style-type: none"> ・「北部振興協議会」、「移設先及び周辺地域振興協議会」が設置された。 ・「跡地対策準備協議会」設置された。 ・「代替施設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。 ・第2回代替施設協議会が開催された。 ・第3回代替施設協議会が開催された。 ・代替施設の使用協定などを協議する実務者連絡調整会議が設置された。 ・第4回代替施設協議会が開催された。
H13.1.16 3.6 6.8 12.27	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回代替施設協議会が開催された。 ・第6回代替施設協議会が開催された。 ・第7回代替施設協議会が開催された。 ・第8回代替施設協議会が開催された。
H14.7.29 11.17	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回代替施設協議会が開催され、普天間飛行場代替施設基本計画案が決定された。 ・政府において普天間飛行場代替施設基本計画が決定された。 ・代替施設の使用協定に係る基本合意書の署名が行われた。 ・任期満了に伴う県知事選で現職の稲嶺恵一氏が再選された。
H15.1.28 11.17 12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・「代替施設建設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。 ・那覇防衛施設局は現地技術調査を行うため、公共用財産使用協議書を県に提出した。 ・第2回代替施設建設協議会が開催された。
H16.4.7 4.28 8.13 8.31 11.29	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、那覇防衛施設局からの公共用財産使用協議に同意した。 ・環境影響評価方法書の公告・縦覧が開始された。(～6.2まで) ・米海兵隊所属ヘリコプター(CH-53D)が沖縄国際大学の構内に墜落した。 ・方法書についての意見の概要書が那覇防衛施設局から県に提出された。 ・県は、方法書に対する知事意見を那覇防衛施設局に提出した。
H17.2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・日米安全保障協議委員会(「2+2」)において、第1段階として共通戦略目標の確認が行われ、第2段階として自衛隊及び米軍の役割・任務・能力について検討を継続するとともに、第3段階として、在日米軍の抑止力の維持と地元負担の軽減の観点から、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することで一致し、引き続き、日米間で米軍再編の協議がなされることとなった。

年月日	事項
H 17. 3. 7 3. 31 7. 15 10. 27 10. 29 10. 31 11. 1 11. 11 11. 21 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇防衛施設局は、公共用財産使用の期間更新協議書を県に提出した。 ・県は、那覇防衛施設局からの公共用財産使用の期間更新協議に同意した。 ・那覇防衛施設局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価における調査の手法の修正・追加について、県に報告した。 ・那覇防衛施設局長は、米軍再編の中間報告の説明を県に対して行った。 ・日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶI字型に設置する」との新たな移設案が合意された。（いわゆる「中間報告」） ・防衛施設庁長官は、米軍再編の中間報告の内容について、県に説明を行った。 ・稲嶺知事は、日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された沿岸案について、容認できないとするコメントを発表した。 ・那覇防衛施設局は、ボーリング調査関連の業務等について、気象調査を除き一時停止すると発表した。 ・政府は、米軍再編の今後の政府基本方針を閣議決定した。 ・名護市議会は臨時議会を開き、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸案に反対する意見書、決議案を賛成多数で可決した。 ・沖縄県議会は、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸案の受け入れは難しいとの意見書、決議案を賛成多数で可決した。
H 18. 1. 22 3. 4 3. 5 3. 16 3. 27 4. 7 5. 1 5. 4 5. 11 5. 30 8. 29 11. 19 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・名護市長選挙で岸本市長の後継者である元名護市議会議長の島袋吉和氏が初当選した。（2. 8 就任） ・防衛施設庁長官が、県に米軍再編の協議状況を説明した。（主に普天間飛行場移設について） ・「普天間基地の頭越し・沿岸案に反対する沖縄県民総決起大会」（主催者発表で3万5千人が参加）が宜野湾市で開催された。 ・那覇防衛施設局は、ボーリング調査関連の業務等について、気象調査を除き契約を解除すると発表した。 ・前名護市長の岸本建男氏が逝去した。 ・防衛庁長官と名護市長、宜野座村長は、飛行ルートが住宅地上空にかからないようにするため、滑走路を2本建設することで基本合意書を取り交わした。 ・日米安全保障協議委員会（「2+2」）で米軍再編の最終合意がなされた。 ・防衛施設庁長官が県に、米軍再編の日米合意の内容を説明した。県は、米軍再編の日米合意は全体として高く評価するが、普天間飛行場移設に係る新たな合意案は容認できないこと、及びキャンプ・シュワブ内に暫定ヘリポートを建設することを提案するとして知事コメントを発表した。 ・稲嶺知事は、防衛庁長官との間で「在沖米軍再編に係る基本確認書」を取り交わした。 ・政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。同日、県は、十分な協議がなされないまま閣議決定がなされたことは極めて遺憾であるとの知事コメントを発表した。 ・政府が「普天間飛行場の危険性の除去」についても協議の内容とするの方針を示したことから、県は「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」に参加、第1回の協議会が開催された。 ・任期満了に伴う沖縄県知事選挙で、仲井眞弘多氏が初当選した。（12. 10 就任） ・第2回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。この中で仲井眞知事は、3年を目途とする普天間飛行場の危険性の除去、現行のV字型案のままでは賛成できないことなどを主張した。
H 19. 1. 19 3. 27 4. 24 5. 1 5. 18 5. 23 8. 7 8. 10 8. 14 8. 15 9. 27 10. 22 10. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・那覇防衛施設局は、現況調査に伴う公共用財産使用協議書を県に提出した。 ・県は、公共用財産使用協議に同意した。 ・日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、2006年5月に合意された米軍再編案を着実に実施する決意と、2014年までに普天間飛行場代替施設を完成させることが、沖縄での再編全体の成功のための鍵であることを再確認した。 ・那覇防衛施設局は名護市辺野古海域の現況調査の一環として、サンゴの産卵状況を調べる着床具や気象調査機器の設置を行った。その際、海上自衛隊掃海母艦「ぶんご」が動員された。これに対して仲井眞知事は、調査の実施に当たっては、安全かつ円滑に進めていただきたいとのコメントを発表した。 ・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法が成立した。 ・那覇防衛施設局は「普天間飛行場代替施設建設事業」に伴う環境影響評価の方法書を県に提出したが、県は受け取りを保留した。 ・政府は、「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」を発表した。 ・県は、那覇防衛施設局による普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書の送付に対して、県の考え方を防衛大臣、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長に送付、誠意ある対応と方法書提出の再考を求めた。 ・那覇防衛施設局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、公告・縦覧を開始した。（～9. 13） ・「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」が閣議決定された。（施行日：8月29日付） ・沖縄防衛局は、環境影響評価方法書の住民意見の受け付けを締め切った。（最終計487通） ・沖縄防衛局が県に環境影響評価方法書に対する住民等意見の概要書を提出した。翌23日に知事コメントを発表し、その中で8月7日に提出された方法書の受け取り保留を解除した。 ・沖縄防衛局は、名護市キャンプ・シュワブ沿岸部に建設予定の普天間飛行場代替施設に、現普天間飛行場にはない「戦闘航空機弾薬搭載エリア（CALA）」を設置することを表明した。翌26日の衆議院外務委員会で、金澤防衛政策局長もヘリコプターに弾薬を装着する場所を造る考えを示した。

年月日	事 項
H 19. 10. 30 10. 31 11. 7 11. 9 11. 27 12. 12 12. 17 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、普天間飛行場代替施設の環境影響評価方法書について、県環境影響評価審査会に諮問した。 ・ 防衛省は再編交付金の対象となる「再編関連特定周辺市町村」に全国 31 自治体を指定し、同日付官報で告示した。名護市、宜野座村が指定から外れた。(その後、H 20. 3. 31 に指定) ・ 第 4 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。会議がこれまでの沖縄担当大臣及び防衛大臣による共催から、内閣官房長官主宰に変更された。 ・ 普天間飛行場代替施設建設の環境影響評価方法書について審議する県環境影響評価審査会の初会合が宜野湾市で開かれた。 ・ 普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対して、名護市長及び宜野座村長から意見の回答が県に提出された。 ・ 第 5 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・ 普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書（県条例に基づく飛行場建設事業に関するもの）に対して、県環境影響評価審査会から県知事に答申が出された。 ・ 知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書のうち、県条例の対象となる飛行場建設部分について、36 項目 233 件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。
H 20. 1. 18 1. 21 2. 5 2. 7 2. 8 3. 4 3. 14 3. 15 4. 9 4. 18 6. 8 7. 18 7. 31 8. 5 8. 28 9. 5 10. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書（公有水面埋立の事業）に対して、県環境影響評価審査会から県知事に答申が出された。 ・ 知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書のうち、環境影響評価法の対象となる公有水面埋立の事業について、37 項目 247 件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。 ・ 沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書に対する知事意見で「書き直し」を求められたことを受け、事業内容や調査手法を追加・修正した資料を県に提出した。 ・ 第 6 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・ 普天間飛行場代替施設建設の環境影響評価方法書の追加・修正資料について審議する県環境影響評価審査会が宜野湾市で開かれた。 ・ 県は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書の追加・修正資料に対し、26 項目 101 件の県意見を沖縄防衛局に提出した。 ・ 沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書の追加・修正資料の修正版を県に提出し、方法書を確定した。 ・ 沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価（アセスメント）調査に着手した。 ・ 第 7 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・ 県は、沖縄防衛局からの公共用財産使用協議に同意した。 ・ 任期満了に伴う第 10 回県議会議員選挙で、与党の議席数が過半数を割り、与野党逆転となった。 ・ 第 8 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・ 県議会は、「名護市辺野古沿岸域への新基地建設に反対する決議」を賛成多数で可決した。 ・ 普天間飛行場移設措置協議会の下に、政府、県及び地元市町村の実務者による、「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」及び「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」が設置された。 ・ 「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」及び「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」の第 1 回会合が防衛省で開催された。 ・ 防衛省は、8 月 28 日から 9 月 3 日までの間、航空機航跡観測装置を用い、普天間飛行場における飛行航跡調査を実施した。 ・ 県は、「普天間飛行場の移設に関する沖縄県の考え方」を公表した。 ・ 「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」及び「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」の第 2 回会合が沖縄で開催され、会合後、普天間飛行場を視察した。
H 21. 1. 27 3. 27 4. 1 4. 2 4. 8 4. 27 5. 15 5. 21 5. 28 6. 15 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」及び「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」の第 3 回会合が内閣府で開催された。 ・ 防衛省は、昨年 8 月 28 日から 9 月 3 日までの間に実施した普天間飛行場における飛行航跡調査の結果を公表した。 ・ 「普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム」の第 4 回会合が内閣府で開催された。 ・ 沖縄防衛局は、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書」を県に提出した。 ・ 沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書について、公告・縦覧を開始した。(～5. 1) ・ 第 9 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・ 沖縄防衛局は、現況調査に伴う公共用財産使用協議書を県に提出した。 ・ 沖縄防衛局は、環境影響評価準備書の住民意見の受け付けを締め切った。(最終計 5,317 通) ・ 政府は、平成 19 年 8 月 10 日に公表した「普天間飛行場に係る場周経路の再検討及び更なる可能な安全対策についての検討に関する報告書」に記載された諸施策を全て実施した。 ・ 県は、沖縄防衛局からの公共用財産使用協議に同意した。 ・ 沖縄防衛局が県に環境影響評価準備書についての意見の概要及び事業者の見解を提出した。 ・ 県は、普天間飛行場代替施設の環境影響評価準備書について、県環境影響評価審査会に諮問し、第 1 回審査会が開かれた。

年月日	事 項
<p>H 21. 8. 11 8. 25 8. 28 8. 30 9. 9 10. 2 10. 13 11. 10 11. 12 11. 13 11. 30 12. 15 12. 28</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム」の第4回会合が内閣府で開催された。 ・普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書に対して、名護市長から意見の回答が県に提出された。 ・普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書に対して、宜野座村長から意見の回答が県に提出された。 ・第45回衆議院議員総選挙が行われ、民主党が480議席中308議席を獲得した。(9.16鳩山内閣発足) ・民主党、社会民主党、国民新党は、「日米地域協定の改定を提起し、米軍再編等のあり方について見直しの方向で臨む」とする三党連立政権合意書に署名した。 ・普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価準備書に対して、県環境影響評価審査会から県知事に答申が出された。 ・知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価準備書について、知事意見(埋立事業32項目316件、飛行場設置事業28項目186件)を沖縄防衛局に提出した。 ・日米両政府は、普天間飛行場の代替施設についての検証作業に関し、二国間の閣僚レベルのワーキング・グループを設置し、本件に係る問題を迅速に解決することに合意した。 ・名護市は、「普天間飛行場の移設に係る名護市の基本的考え方」を表明した。 ・鳩山総理とオバマ大統領による日米首脳会談が行われ、普天間飛行場移設問題については、閣僚レベルのワーキング・グループで協議を行い、早い時期に結論を得ることが確認された。 ・知事は、首相官邸で鳩山総理と会談し、普天間飛行場の一日も早い危険性除去のため、明確な方針及び具体案を示すこと等、沖縄県の米軍基地問題の解決促進について要請した。 ・政府は、与党3党の党首級による基本政策閣僚委員会において、普天間飛行場の移設先について新たに与党3党の実務者で協議する委員会を設置する方針を確認するとともに、アセス関連経費を平成22年度予算に計上するとした。 ・政府は、沖縄基地問題に関して、基本政策閣僚委員会の下に沖縄基地問題検討委員会を設置した。
<p>H 22. 1. 24 2. 24 3. 8 3. 11 3. 19 4. 18 4. 25 5. 7 5. 21 5. 23 5. 27 5. 28 6. 11 6. 13 7. 9 8. 31 9. 10 9. 12 9. 28 10. 15 10. 25</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任期満了に伴う名護市長選挙で普天間飛行場の辺野古移設に反対する稲嶺進氏が初当選した。 ・県議会は、「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を全会一致で可決した。 ・名護市議会は、普天間飛行場代替施設のキャンプ・シュワブ陸上案の検討に反対する意見書を全会一致で可決した。 ・宜野座村議会は、普天間飛行場代替施設のキャンプ・シュワブ陸上案に反対する意見書を全会一致で可決した。 ・うるま市議会は、米軍普天間飛行場代替施設の勝連沖への移設に反対する意見書を全会一致で可決した。 ・鹿児島県 徳之島で「米軍基地徳之島移設断固反対1万人集会」が開催された。(主催者側発表では1万5千人が参加) ・読谷村運動広場で「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める県民大会」が開催された。(主催者側発表では9万人が参加) ・鳩山総理大臣が官邸で鹿児島県徳之島3町長と会談し、普天間飛行場の機能移転を要請したが、3町長とも、基地受け入れは断固反対を表明した。 ・名護市辺野古区行政委員会が、キャンプ・シュワブ沿岸への移設を決定した場合、条件付きで容認することを全会一致で可決した。 ・鳩山総理大臣が来県し、知事と会談した。その中で、普天間飛行場移設先を名護市辺野古とする方針を表明した。 ・沖縄の米軍基地負担の軽減を目的に、鳩山総理の呼びかけで臨時全国知事会議が開催され、普天間基地の移設等に関する全国知事会の見解が表明された。 ・日米安全保障協議委員会(2+2)において日米共同発表がなされた。その中で、普天間飛行場代替施設は「キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置する」ことが確認された。 ・日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について、閣議決定がなされた。 ・菅総理大臣が所信表明演説を行い、米軍普天間飛行場移設問題について、日米合意(名護市辺野古への移設)を踏まえる方針を示した。 ・名護市久志区行政委員会が、普天間飛行場移設に反対する稲嶺名護市長の考え方を支持する決議を全会一致で可決した。 ・県議会6月定例会において、「米軍普天間飛行場移設の日米共同発表の見直しを求める意見書・決議」が全会一致で可決された。 ・政府は、滑走路V字案・I字案を併記した「普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書」を公表した。 ・政府は沖縄政策協議会を再開し、同協議会の下に、米軍基地負担軽減部会と沖縄振興部会を新たに設置した。 ・名護市議会議員選挙が行われ、移設反対の市長を支持する与党議員が過半数を占めた。(27議席中16議席) ・知事が県議会で「政府に対し、日米共同発表を見直し、普天間飛行場を県外に移設することを求める」と表明した。 ・名護市議会は、米軍普天間飛行場「県内移設の日米合意」の撤回を求める意見書等を17対9の賛成多数で可決した。 ・第1回基地負担軽減部会が開催され、知事は、日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設に取り組むことを求めた。

年月日	事項
H 22. 11. 28 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・任期満了に伴う県知事選で現職の仲井眞弘多氏が再選された。 ・名護市は、沖縄防衛局が求めていた現況調査実施のための4件の許認可等の申請・協議を不許可・不同意とした。
H 23. 1. 25 1. 28 2. 15 3. 31 5. 11 5. 17 5. 18 5. 19 5. 23 6. 21 9. 13 11. 14 11. 29 12. 24 12. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回基地負担軽減部会が開催され、政府からグアムへの訓練移転が示されたが、知事は、訓練移転が実効性のあるものになるよう求めた。 ・沖縄防衛局は、名護市が現況調査を拒否していることについて、行政不服審査法などに基づく異議申し立てを申請した。 ・仲井眞知事は、県政運営方針で、「日米共同発表を見直し、普天間飛行場の県外移設と早期返還に取り組むよう求める」と述べた。 ・沖縄防衛局は、名護防衛事務所を名護市辺野古区に設置した。 ・米国上院議会軍事委員会のカール・レビン軍事委員長、ウェット委員、マケイン筆頭理事らが、現行計画は実行不可能とし、「嘉手納基地の空軍の一部をグアムや日本国内の他の地域に分散させ、普天間飛行場の海兵隊ヘリコプター部隊を嘉手納基地に移転」等とする東アジアの米軍基地計画の見直しを国防総省に求める共同声明を発表した。 ・嘉手納町議会は、「米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」声明に抗議し、その撤回を求める抗議決議・意見書」を全会一致で可決した。 ・北谷町議会は、「米国上院軍事委員長等の普天間基地「嘉手納統合案」提言に抗議し、その撤回を求める決議・意見書」を全会一致で可決した。 ・嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（沖縄市、嘉手納町、北谷町）は嘉手納統合案に断固反対するとした声明を発表した。 ・第3回基地負担軽減部会が開催され、政府から2月に行った軍転協の要請に対する負担軽減の進捗状況が示された。知事からは、県民が実感できる負担軽減の成果を早く出すよう政府に求めた。 ・日米安全保障協議委員会（2+2）において、「沖縄における再編」等を含む日米共同発表がなされた。その中で、普天間飛行場の代替施設について、キャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域への設置、埋立てを主要な工法、2本の滑走路がV字型に配置等の検証及び確認が完了し、移設完了の目標時期について、2014年より後のできる限り早い時期に完了させることが確認された。 ・野田総理大臣が所信表明演説を行い、米軍普天間飛行場移設問題について、日米合意を踏まえつつ、普天間飛行場の固定化を回避する旨の方針を示した。 ・県議会は臨時会を開き、「米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求める意見書」を全会一致で可決した。 ・名護市議会は臨時会を開き、「米軍普天間飛行場の辺野古移設に反対し、環境影響評価書の提出断念を求める意見書」を賛成多数で可決した。 ・政府は、沖縄政策協議会における軍転協要請への回答の中で、平成19年8月に公表した危険性除去策を平成21年5月までに全て完了したとした。 ・沖縄防衛局は午前4時過ぎ、県庁内守衛室に環境影響評価書16部を持ち込んだが、市民団体の抗議を受けたため、残り8部を持ち込めなかった。県は環境影響評価書について同日付で收受し、飛行場及びその施設の設置に係る県環境影響評価条例に定める必要部数の不足分について補正を求めた。
H 24. 1. 5 1. 6 1. 19 2. 8 2. 12 2. 20 3. 27 4. 1 4. 27 6. 17 6. 26 7. 31 8. 10 9. 9	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄防衛局は不足に係る補正で求められた環境影響評価書8部を提出した。 ・県は環境影響評価書について形式上の要件に係る補正を求め、沖縄防衛局は補正に係る資料を提出した。 ・県は、普天間飛行場代替施設の環境影響評価書について、県環境影響評価審査会に諮問した。 ・県環境影響評価審査会は「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書の審査について」を答申した。 ・安里市長辞任に伴う宜野湾市長選挙において佐喜真淳氏が初当選し、同日市長に就任した。 ・知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見（飛行場設置事業25項目175件）を沖縄防衛局に提出した。 ・知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する意見（公有水面の埋立て事業36項目404件）を沖縄防衛局に提出した。 ・知事公室の返還問題対策課を組織改編し、地域安全政策課を設置した。 ・日米安全保障協議委員会（2+2）において日米共同発表がなされた。その中で、在沖海兵隊のグアムへの移転及び嘉手納以南の土地の返還の双方を普天間飛行場の代替施設に関する進展から切り離すことを決定し、現行計画は「これまでに特定された唯一の有効な解決策であるとの認識」が確認された。 ・防衛省で普天間飛行場の辺野古移設に向けた環境影響評価書の補正に関する有識者研究会の初会合があった。 ・宜野湾海浜公園屋外劇場で「普天間飛行場へのオスプレイ配備に反対し、固定化を許さず早期閉鎖・返還を求める宜野湾市民大会」が開催された。（主催者側発表では5,200人が参加） ・県議会は6月定例会で、MV22 オスプレイの配備計画撤回や普天間飛行場の早期閉鎖・返還などを求める意見書と抗議決議の両案を全会一致で可決した。 ・北部市町村会は、名護市内で臨時総会を開き、日米両政府に対して北部地域の基地負担軽減と米軍普天間飛行場の名護市辺野古移設の撤回を求める決議案を全会一致で可決した。 ・内閣府は、国、宜野湾市、県で構成する「宜野湾市の振興に関する協議会」の第1回会合を内閣府で開催した。（H 24. 11. 5に第2回、H 25. 2. 22に第3回を開催） ・宜野湾海浜公園で「オスプレイ配備に反対する県民大会」が開催された。（主催者側発表では10万1千人が参加）

年月日	事項
H 24. 10. 1 10. 23 12. 16 12. 18 12. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・米海兵隊は、岩国飛行場から普天間飛行場へオスプレイの配備を始めた。(～10. 6までに12機配備) ・米ワシントン DC における県主催シンポジウムで、知事は普天間飛行場県外移設が早いと説明した。 ・第46回衆議院議員総選挙が行われ、自民党が480議席中294議席を獲得した。(12. 26第二次安倍内閣発足) ・沖縄防衛局は普天間飛行場代替施設の環境影響評価書(補正後の評価書)を県に提出した。 ・沖縄防衛局は環境影響評価書(補正後の評価書)について、公告・縦覧を開始した。(～1. 29)
H 25. 2. 2 3. 22	<ul style="list-style-type: none"> ・安倍総理が来県し、知事との会談の中で、普天間の固定化はあってはならず、日米合意に基づき移設を進める意向を示した。 ・沖縄防衛局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請を北部土木事務所に提出し、県はこれを受理した。

(2) 代替施設協議会の経緯

ア 第1回協議会：(平成12年8月25日)

普天間飛行場代替施設の規模、工法、具体的建設場所、その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項について協議すること、また、協議にあたっては、安全環境面に十分留意することなどが了承された。

イ 第2回協議会：(平成12年10月3日)

県から、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけについて説明し、運輸省(現「国土交通省」)の知見も得ながら引き続き関係機関で検討を深めていくことが確認された。また、ジュゴンの生息状況の予備的調査について、防衛庁が、実施することが了承された。

ウ 第3回協議会：(平成12年10月31日)

「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」の地形・藻場やサンゴ等の分布状況について、防衛庁から説明があり、経年変化が予想されるサンゴと藻場について、沿岸を中心とした周辺地域の状況を含め、補足調査を実施することが了承された。

エ 第4回協議会：(平成12年11月29日)

航空機騒音をはじめとする生活環境等について防衛庁から説明があり、代替施設の具体的建設場所等の検討にあたっては、自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限努力を行うとの基本方針に基づき検討を行うことが確認され、これに関連して、米軍ヘリコプターによる現地試験飛行を実施することが了承された。さらに、今後、協議される工法について、部外団体へ作業依頼することが了承された。

オ 第5回協議会：(平成13年1月16日)

代替施設の各工法の概要について防衛庁より説明があった。工法の詳細について、部外団体へ委託しており、その結果を関係機関の協力を得て整理の上、防衛庁が説明することが承認された。

カ 第6回協議会：(平成13年3月6日)

ジュゴンの予備的調査やサンゴ・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体的な検討にあたっての留意事項等について意見交換を行った。

キ 第7回協議会：(平成13年6月8日)

3工法8案が防衛庁から提示された。検討資料に関する地元説明については、防衛庁が中心になって関係機関の協力の下、できるだけ対応していくこと、基本計画の策定とは別に全般的なジュゴン保護対策を検討していくため、環境省において関係省庁及び沖縄県の協力の下、その調査実施に向け検討を進めることが了承された。

ク 第8回協議会：(平成13年12月27日)

第7回で防衛庁より示された3工法8案について、県より、名護市等地域の意見も踏まえた県の考え方を報告し、名護市、宜野座村、東村からは地元における意見集約の状況等が報告された。これらを受け、本協議会の今後の取り組みとして、「代替施設基本計画主要事項に係る取扱い方針」が了承された。

ケ 第9回協議会：(平成14年7月29日)

代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

今後は、基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組む必要があり、また、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行う必要があることから、県としては、国に対して新たな協議機関の設置を求めた。

(3) 代替施設建設協議会の経緯

ア 第1回協議会：(平成15年1月28日)

代替施設建設協議会設置要綱が了承され、普天間飛行場代替施設について地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的とする協議会が設置された。

また、代替施設の使用協定については、実務者連絡調整会議において、本協議会への報告を念頭に置いて、引き続き協議を進めることとされた。

さらに、防衛庁より、環境影響評価、護岸構造にかかる技術検討、現地技術調査など代替施設建設に係る当面の取組について報告が行われ、今後、防衛庁において、地元地方公共団体による地元説明等に協力しつつ、地域住民の生活環境及び自然環境に十分配慮しながら、これを進めることとされた。

イ 第2回協議会：(平成15年12月19日)

政府側から、代替施設の建設事業内容の検討及び現地技術調査について、引き続き、環境面も考慮し、地元地方公共団体の理解も得つつ取り組んでいくことや、護岸構造の技術検討について、現地技術調査の結果を得ながら進めていく旨の説明がなされた。

また、環境影響評価については、環境影響評価法に基づき、方法書の作成を行っており、今後所要の手続を経た上で、環境現況調査を実施する予定である旨の報告がなされた。

(4) 実務者連絡調整会議の経緯

ア 第1回

- (ア) 月 日：平成12年11月21日（火）
- (イ) 場 所：那覇防衛施設局（沖縄）
- (ウ) 議 題：実務者連絡調整会議設置要綱について
今後の取り組みについて

イ 第2回

- (ア) 月 日：平成13年2月1日（木）
- (イ) 場 所：防衛施設庁（東京）
- (ウ) 議 題：実務者連絡調整会議設置要綱の改正について
代替施設の使用に関する協定について
名護市内の既存の米軍施設・区域に関する事項について

ウ 第3回

- (ア) 月 日：平成13年3月6日（火）
- (イ) 場 所：防衛施設庁（東京）
- (ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

エ 第4回

- (ア) 月 日：平成13年3月30日（金）
- (イ) 場 所：那覇防衛施設局（沖縄）
- (ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について
爆発物処理場の移設先地調査の検討結果報告
地元説明資料について

オ 第5回

- (ア) 月 日：平成13年5月29日（火）
- (イ) 場 所：那覇防衛施設局（沖縄）
- (ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

カ 第6回

- (ア) 月 日：平成13年12月26日（水）
- (イ) 場 所：防衛施設庁（東京）
- (ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について
辺野古弾薬庫の危険区域の問題について
キャンプ・シュワブの兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設について
大浦湾上空におけるヘリコプター飛行訓練に係る騒音及びキャンプ・シュワブから他の施設への移動に係るヘリコプター騒音の実態調査について

キ 第7回

- (ア) 月 日：平成14年7月29日（月）
- (イ) 場 所：グランドヒルホテル市ヶ谷（東京）
- (ウ) 議 題：普天間飛行場代替施設に関する使用協定に係る事項について
代替施設の使用協定に係る基本合意書（案）について

(5) 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の経緯

ア 第1回協議会：（平成18年8月29日、内閣総理大臣官邸）

協議会の目的、協議内容、構成員、会議の主宰者などが確認された。協議会の中で、名護市長から協議内容として「使用協定については」を明記するよう要望が出され、了承された。（「安全対策・環境対策（使用協定も含む。）」と表記されることになった。）

〔※ 県は、政府案のみを前提とした協議会には参加することはできないとの立場であった。第1回協議会について、政府案のみの協議ではなく、普天間飛行場の危険性の除去についても協議内容に含まれることや、北部振興策についても沖縄担当大臣から、「着実に実行する方向で対応する」旨の説明があり、県として参加できる環境が整備されたことから、協議会に参加した。〕

イ 第2回協議会：（平成18年12月25日、内閣総理大臣官邸）

防衛庁長官から、代替施設の形状が決められた経緯等について説明がなされた。
県からは、これまでの米軍再編協議の日米合意に対し、多くの県民が「頭越し」との強い不満を抱いていること、普天間飛行場の3年を目途とする閉鎖状態の実現を図ること、現行のV字型案のままでは賛成できないこと等を主張した。
県の「頭越し」との発言に対し、防衛庁長官から、政府として様々な説明努力をしたが、県からそのような受け止められなかったことは残念であり、今後は県や地元丁寧に説明しながら移設問題の早期解決に努力する旨の発言があった。

ウ 第3回協議会：（平成19年1月19日、内閣総理大臣官邸）

防衛庁長官から、代替施設の形状が決められたこれまでの経緯等について説明がなされた。また、防衛事務次官より2014年までの代替施設の完成、環境影響評価手続に2乃至3年、埋立工事及び飛行場建設工事におおむね5年を見積もっていること等、代替施設の概略工程についての説明がなされた。
県から、普天間飛行場の移設を進める間においても、同飛行場の危険性の除去を一日も早く実現するため、3年を目途と

する閉鎖状態にすることを求めた。

また、現行のV字型案には賛成できないが、今後とも政府と協議を重ね、信頼関係を深めることが普天間飛行場移設問題の早期解決のために重要である旨を主張した。

エ 第4回協議会：（平成19年11月7日、内閣総理大臣官邸2階小ホール）

協議会がこれまでの沖繩担当大臣及び防衛大臣による共催から、内閣官房長官主宰に変更された。

防衛大臣から、2014年迄の代替施設完成実現のため、環境影響評価の手続きを進める必要があることや、普天間飛行場における場周経路等の見直しについての説明がなされた。

県から、政府案について、自主的に防衛省の方で沖合に出し、そしてアセス手続きの中の更に沖合に寄せるという知事意見を誠実に実行するよう求めた。

また、普天間飛行場の3年目途の危険性除去の実現に向けて、場周経路等の見直し等の安全対策だけでなく、更なる抜本的対策を講ずるよう、政府の最大限の努力を求めた。

オ 第5回協議会：（平成19年12月12日、内閣総理大臣官邸2階小ホール）

県から、代替施設建設に係る方法書を環境影響評価審査会に諮問したが、事業者側からの説明が不十分のため、審査が困難である状況を説明した。また、方法書に記載されていない事項が報道されていることについて、問題が多いと指摘した。

防衛大臣から、代替施設建設計画について説明がなされた。環境影響評価手続きを2009年7月迄に終了させ、埋立申請手続き後、2010年から埋立工事に入り、埋立工事と飛行場建設工事に概ね5年見積もるとの説明がなされた。

県から、可能な限りの沖合への移動、普天間飛行場の3年目途の危険性除、騒音の軽減について、政府がその実現に向けて早期かつ確実に取り組むことを要望した。

沖繩担当大臣から、執行が止められていた北部振興事業の平成19年度分を執行開始する考えである旨の発言があった。

カ 第6回協議会：（平成20年2月7日、内閣総理大臣官邸2階小ホール）

環境影響評価について、防衛大臣から、知事意見を真摯に受け止め、事業内容や調査手法等を取りまとめ、2月5日に県に報告し、引き続き知事意見を踏まえた対応をしたい旨の発言があった。

県から、環境影響評価方法書の内容等は不十分であったが、防衛省が速やかに対応したことは評価するとし、アセスの許認可は知事意見を踏まえ、法令に基づき、適切に判断すると発言した。

防衛大臣から、沖合移動について、今後、客観的なデータを収集・評価の上、地元にも丁寧に説明し、それに対する地元の意見を真摯に受け止め、協議していきたい旨の発言があった。

官房長官から、アセス手続きを進めていく中で、沖合ということも念頭に置き、建設計画の問題等についても協議し、できるだけ早い時期に決着させる最大限の努力をする必要がある旨を発言した。

キ 第7回協議会：（平成20年4月9日、内閣総理大臣官邸2階小ホール）

防衛大臣から、先般、知事に環境影響評価方法書の追加・修正資料の修正版を送付し、その内容を公表し、翌日から、適宜、方法書に沿った調査を開始しており、今後とも、県や名護市とよく調整したい旨の発言があった。

県から、環境影響評価に基づく調査については、認可の手续が概ね終了しており、調査の実施に当たっては安全や生活環境に十分配慮するとともに、自然環境への影響を回避・低減するよう留意してほしいと発言した。また、建設計画については、可能な限り沖合に寄せるなどの地元の意向や環境に十分配慮して検討を進めてもらいたいと発言した。

外務大臣からは、政府案は様々な観点から分析し最も適切な形として決定したものであり、今後環境影響評価の手续を進める中で客観的なデータを収集し、その結果を地元にも丁寧に説明していくことが重要と考える旨の発言があった。

県から、普天間飛行場の危険性の早期除去、騒音の軽減などの「3年目途の閉鎖状態の実現」に向け、最大限に努力し、周辺住民の不安解消に取り組む姿勢を明確に示してもらいたいと発言した。

官房長官から、危険性の除去については、さらに技術的に検討し、さらに真摯に政府も受け止める旨の発言があった。

ク 第8回協議会：（平成20年7月18日、内閣総理大臣官邸2階小ホール）

県から、米軍再編の実施には地元の理解と納得、協力が必要であり、地元の意向や環境などに十分配慮して進めることが必要と発言した。

防衛大臣から、「可能な限りの沖合移動」については、米側と合意したものであり合理的な理由なく変更することは困難と考えているが、今後、環境影響評価の手续を進める中で、今後とも誠意をもって協議していくという旨の発言があった。

官房長官から、今後の協議の進め方に関する基本的な考え方は、政府と沖繩県及び関係市町村との間で確認されたこと、政府と県の実務者により、普天間飛行場の危険性の除去並びに建設計画・環境影響評価を円滑に進めるための二つのワーキングチームを今月中に発足させ、密接に協議する旨の発言があった。

県から、跡地利用など移設に関連する諸課題や代替施設建設等に伴う地元企業の活用や雇用への配慮、その他地域の振興策等の地元要望事項について、誠意をもって協議し適切に対応してもらいたいと発言した。

沖繩担当大臣から、地域の振興策等の地元要望事項についても可能な限りの対応が必要であり、関係省庁とも連携しながら跡地対策や北部振興など着実に推進する旨の発言があった。

ケ 第9回協議会：（平成21年4月9日、内閣総理大臣官邸2階小ホール）

県から、準備書の事業計画案が方法書と同様で建設位置の沖合などへの移動がないことは残念であること、今後の環境影響評価の手续の中で防衛省には知事意見等を踏まえ更なる検討をお願いしたいと発言した。

防衛大臣から、政府案は生活環境や自然環境、実行可能性のバランスが保たれていると思慮されること、デモフライトについては今後検討したい旨の発言があった。

県から、具体的な検討を更に加速し普天間飛行場の危険性除去を早急に示してもらいたい、地元要望の地域振興、地元企業の活用、雇用への配慮、使用協定の締結及び跡地利用などの諸課題については、前向きに取り組んでももらいたいと発言した。

官房長官から、引き続き建設計画・環境影響評価を円滑に進めるとともに、危険性の除去、騒音の軽減等について、更に検討を加速させたい、また地域振興等の諸課題やその他必要な協議事項については、引き続き誠意をもって協議し、基本的な考え方を確認するなど必要な措置を含め真摯に検討していく旨の発言があった。

(6) 普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームの経緯

- ア 第1回会合：(平成20年8月5日、防衛省)
議題：1 ワーキングチームの設置について、2 危険性除去に関する取組状況、3 その他
- イ 第2回会合：(平成20年10月15日、内閣府沖縄総合事務局)
議題：1 普天間飛行場の現状等、2 危険性除去に関する取組状況、3 その他、※ 普天間飛行場の現地視察
- ウ 第3回会合：(平成21年1月27日、中央合同庁舎4号館)
議題：1 普天間飛行場の危険性除去の諸施策の実施状況、2 普天間飛行場における飛行航跡調査結果、3 その他
- エ 第4回会合：(平成21年8月11日、内閣府本庁舎)
議題：1 普天間飛行場の危険性除去の諸施策の実施状況、2 普天間飛行場における航空機の飛行状況調査、3 その他

(7) 普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチームの経緯

- ア 第1回会合：(平成20年8月5日、防衛省)
議題：1 ワーキングチームの設置について、2 環境影響評価の取組状況、3 その他
- イ 第2回会合：(平成20年10月15日、内閣府沖縄総合事務局)
議題：1 環境影響評価の取組状況、2 その他
- ウ 第3回会合：(平成21年1月27日、中央合同庁舎4号館)
議題：1 建設計画・環境影響評価の取組状況、2 その他
- エ 第4回会合：(平成21年3月27日、中央合同庁舎4号館)
議題：1 環境影響評価の取組状況、2 その他

(8) 普天間飛行場の移設に係る政府方針

普天間飛行場の移設に係る政府方針

平成11年12月28日
閣 議 決 定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別な配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

I 普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という)については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域(以下「地域」という)の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

①環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

②必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、①飛行ルート、②飛行時間の設定、③騒音対策、④航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、⑤その他環境問題、⑥代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議を行うこと

とする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO 最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

① キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

② 辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

③ キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

II 地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の入りに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成 11 年 12 月 17 日の第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 1 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 1 省略)

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 2 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 2 省略)

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 3 の方針により、確実な実施を図ることとする。(別紙 3 省略)

(9) 普天間飛行場代替施設の基本計画について

(平成 14 年 7 月 30 日、県知事あて沖縄及び北方対策担当大臣通知)

府政沖第 359 号
平成 14 年 7 月 30 日

沖縄県知事
稲嶺 恵 一 殿

沖縄及び北方対策担当大臣
尾 身 幸 次

普天間飛行場代替施設の基本計画の決定について (通知)

標記について、別添のとおり決定したので通知する。

以 上

添付書類：普天間飛行場代替施設の基本計画について

普天間飛行場代替施設の基本計画について

平成 14 年 7 月 29 日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。

1 規模

(1) 滑走路

ア 普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の滑走路の数は、1本とする。

イ 滑走路の方向は、おおむね真方位 N 55° E とする。

ウ 滑走路の長さは、2,000メートルとする。

(2) 面積及び形状

ア 代替施設本体の面積は、最大約 184ヘクタールとする。

イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約 2,500メートル、幅約 730メートルとする。

2 工法

代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。

3 具体的建設場所

代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心（辺野古交番）から滑走路中心線までの最短距離が約2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約0.6キロメートルの位置とする。（別図参照）

なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。

4 環境対策

代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

(10) 代替施設の使用協定に係る基本合意書（平成14年7月29日合意）

代替施設の使用協定に係る基本合意書

沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、沖縄県知事及び名護市長は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成11年12月28日閣議決定）（以下「政府方針」という。）に基づき、SACO最終報告における普天間飛行場の移設に伴う機能に関して、日本政府から米国政府に対する普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という。）の供用に際して締結される代替施設の使用に関する協定（以下「使用協定」という。）は、代替施設がキャンプ・シュワブ水域内とはいえ新たに建設されることから、安全性、騒音及び環境への影響等住民生活への影響を最小限に抑えることを目的として締結するものであり、基本的事項として下記の代替施設の使用に係る措置が含まれることを合意する。

なお、この合意にあたっての基本前提として、政府は、軍民共用飛行場として整備する代替施設の米軍に供用する施設・区域としての機能については、SACO最終報告の内容に何ら変更がないことを確認する。

また、政府は、使用協定の内容について、日米合同委員会等で合意を得るとともに、政府方針に従い、適切な協議機関を設置し、使用協定についての定期的なフォローアップを行うこととする。

使用協定については、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、本合意書を基に協議を進め、工事着工までに代替施設の使用に係る措置の内容を明確にし、供用開始までに締結する。

使用協定の協議にあたっては、本合意書の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行しなければならない。

記

1 安全対策及び騒音対策

- (1) 場周・飛行経路の設定
- (2) 代替施設近傍の高度の規制
- (3) 飛行時間の規制
- (4) 日曜等における飛行規制
- (5) 場周経路内の航空機数の規制
- (6) 曲技飛行の規制
- (7) エンジンテスト時間の規制
- (8) 消音装置の設置及び使用
- (9) 航空管制塔員の監視
- (10) 騒音防止措置に係る教育

2 環境対策

- (1) 環境保護に係る対策（植栽等を含む。）
- (2) 環境保護に係る基準
- (3) 騒音測定器の設置
- (4) モニタリングの実施

3 代替施設への立入

4 騒音防止等のための適切な司令部の責任

平成14年7月29日

沖縄及び北方対策担当大臣	尾身 幸次
防衛庁長官	中谷 元
外務大臣	川口 順子
沖縄県知事	稲嶺 恵一
名護市長	岸本 建男

(11) 在沖米軍再編に係る基本確認書

在沖米軍再編に係る基本確認書

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体が協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に誠実に取り組んできた。

このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の危険性を除去することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び沖縄県は、下記の事項について確認する。

記

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後 61 年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成 18 年 5 月 1 日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性—に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意を持って継続的に協議するものとする。
- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成 11 年 12 月 28 日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

平成 18 年 5 月 11 日

防衛庁長官 額賀福志郎
 沖縄県知事 稲嶺恵一

(12) 代替施設協議会設置要綱

代替施設協議会設置要綱

平成 12 年 8 月 25 日
 改正 平成 13 年 1 月 16 日

(目的)

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の基本計画の策定に当たって、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議するため、代替施設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
 (協議内容)
- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 (1) 代替施設の規模、工法及び具体的建設場所
 (2) その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項
 (構成員等)
- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。
 ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。
 (会議の主宰)
- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。
 (連絡会議)
- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)
 (事務局)
- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。
- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(13) 代替施設建設協議会設置要綱

代替施設建設協議会設置要綱

平成 15 年 1 月 28 日

(目的)

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)及び「普天間飛行場代替施設の基本計画」(平成 14 年 7 月 29 日決定)を踏まえ、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的として、代替施設建設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
 (協議内容)
- 2 協議会は、環境影響評価、設計、施工等代替施設の建設に係る事業及び「代替施設の使用協定に係る基本合意書」(平成 14 年 7 月 29 日署名)に基づく取組の進捗状況について報告を受けるとともに、これに関連して所要の協議を行う。
 (構成員等)
- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。
 ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。
 (会議の主宰)
- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

5. 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)

(事務局)

6. 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。

7. その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(14) 実務者連絡調整会議設置要綱

実務者連絡調整会議設置要綱

(目的)

1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)に盛り込まれている代替施設の使用に関する協定及び名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について協議するとともに、関係者の連絡を密にするため、実務者連絡調整会議(以下「連絡調整会議」という。)を設置する。

(協議内容)

2 連絡調整会議では、上記閣議決定にある次の事項について協議する。

(1) 代替施設の使用に関する協定に係る事項

(2) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

(構成員等)

3 連絡調整会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ、構成員以外の職員が出席することができる。

(議長)

4 連絡調整会議の議長は、那覇防衛施設局施設部長とする。

(事務局)

5 連絡調整会議の事務は、関係省庁及び沖縄県の協力を得て、那覇防衛施設局及び名護市に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。

(その他)

6 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議が定める。

(施行日)

7 この要綱は平成12年11月21日から施行する。

別紙

実務者連絡調整会議構成員

(関係省庁)

防衛施設庁那覇防衛施設局施設部長

防衛施設庁施設部施設企画課沖縄対策室長

防衛施設庁普天間飛行場全面返還等問題対策本部事務局整備計画室長

外務省沖縄事務所副所長

外務省北米局日米安全保障条約課日米地位協定室長

内閣府政策統括官(沖縄担当)付参事官(沖縄総合調整)

(自治体)

名護市企画部長

沖縄県総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室長

(平成13年2月1日現在)

(15) 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

平成18年 8月29日

平成19年 1月 9日改正

平成19年11月 7日改正

平成20年 4月 6日改正

(目的)

1 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(平成18年5月30日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

2 協議会では、次の事項について協議する。

(1) 代替施設の建設計画

(2) 安全・環境対策(使用協定を含む。)

(3) 普天間飛行場の危険性の除去

- (4) 地域振興
- (5) その他必要な事項

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、金武町長及び東村長とする。

(注) 1 議題に応じて、内閣官房長官は、上記大臣の中から関係大臣の出席を求めるものとする。

2 また、議題に応じて、構成員以外の沖縄県北部地域の地方公共団体の長から出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、内閣官房長官が主宰する。

(幹事会)

- 5 協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び関係地方公共団体の協力を得て、内閣府及び防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。

(16) 普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム設置要綱

普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチームの設置について

平成20年7月31日

(目的)

- 1 第8回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会（平成20年7月18日開催）における合意に基づき、普天間飛行場の危険性の除去、騒音の軽減等について検討するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の下に、普天間飛行場の危険性の除去に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(検討内容)

- 2 ワーキングチームでは、次の事項について検討する。
 - (1) 平成19年8月の発表した報告書の現状の評価
 - (2) 更なる危険性の除去、騒音の軽減等
 - (3) その他必要な事項

(構成員)

- 3 ワーキングチームの構成員は、防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局日米防衛協力課長、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局日米地位協定室長、沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、基地対策課長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 ワーキングチームは、防衛省地方協力局次長が主宰する。

(事務局)

- 5 ワーキングチームの事務は、沖縄県の協力を得て、防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。
- 6 その他、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、ワーキングチームが定める。

(17) 普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム設置要綱

普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチームの設置について

平成20年7月31日

(目的)

- 1 第8回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会（平成20年7月18日開催）における合意に基づき、普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の下に、普天間飛行場代替施設の建設計画・環境影響評価を円滑に進めるためのワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(検討内容)

- 2 ワーキングチームでは、次の事項について検討する。

- (1) 代替施設の建設計画
- (2) 環境影響評価の円滑な実施
- (3) その他必要な事項

(構成員)

- 3 ワーキングチームの構成員は、防衛省地方協力局次長、地方協力企画課長、沖縄調整官、防衛政策局次長、日米防衛協力課長、経理装備局施設技術官、内閣官房参事官、内閣府政策統括官付参事官、外務省北米局審議官、日米地位協定室長、沖縄県知事公室長、返還問題対策課長、名護市政策推進部長、宜野座村企画課長とする。ただし、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の主宰)

- 4 ワーキングチームは、防衛省地方協力局次長が主宰する。

(事務局)

- 5 ワーキングチームの事務は、沖縄県の協力を得て、防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。
- 6 その他、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、ワーキングチームが定める。

(18) 普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、沖縄県部内協議機関設置規程(昭和61年沖縄県訓令第7号)第2条の規定に基づき、普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議(以下「対策会議」という)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、普天間飛行場及び那覇港湾施設の返還問題に関する協議、調整等を行う。

(組 織)

第3条 対策会議は議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、総務部知事公室を担当する副知事をもって充て、副議長は他の副知事をもって充てる。
- 3 委員は、別表1のとおりとする。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、対策会議の事務を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 対策会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が主宰する。

- 2 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、対策会議を補佐し、対策会議に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は、知事公室次長をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2のとおりとする。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 対策会議の庶務は、総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別 表 1

委 員
政策調整監
技 監
総 務 部 長
知事公室長
企画開発部長
文化環境部長
農林水産部長
商工労働部長
土木建築部長

別 表 2

幹 事
総務部次長
知事公室次長
企画開発部次長
文化環境部次長
農林水産部次長
商工労働部次長
土木建築部次長